

KANTEI

NEWS

vol. **168**
2023

CONTENTS

倫理綱領

1 会長挨拶

3 理事会開催報告2023

5 研修開催報告

11 トピック

13 豆知識シリーズ 業務品質 第7回

16 会員情報



公益社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定協会 倫理綱領

(2021年3月25日 理事会承認)

◆前文

公益社団法人 日本損害鑑定協会（以下「本会」という）は、多発する自然災害をはじめとするさまざまな事故によって発生した損害に対して、公正且つ迅速な損害鑑定を推進し国民生活の安定・向上に貢献することを目的として事業を展開する。

そのために、会員及び会員に所属する損害鑑定人（以下「損害鑑定人」という）は、鑑定技能及び鑑定品質の向上に資する調査、研修に取り組むとともに、損害鑑定の健全な発展と社会生活の安定に資する公正・誠実・迅速な業務遂行を行う役割を担っている。

このような目的や役割を実現するにあたり、会員及び損害鑑定人は、損害を鑑定する専門家としての高度な知識、豊富な経験及び高いスキルを培うことで、公正且つ誠実な高い倫理性が求められる。そのため、会員等は、自らを律するとともに、社会の期待に応えるべく、ここに倫理規程・行動規範を定めるものとする。

倫 理 綱 領

第1条（使命）

会員及び損害鑑定人は、公正・誠実・迅速な損害鑑定を行うことにより、健全な損害鑑定の実現と社会生活の安定に資することを使命とする。

第2条（使命の自覚）

会員及び損害鑑定人は、前条の使命を自覚しその達成に努める。

第3条（独立性及び信義誠実）

会員及び損害鑑定人は、職務上のあらゆる人間関係において、独立性を保ち信義に従い倫理的及び誠実に振る舞う。

第4条（法令等の遵守）

会員及び損害鑑定人は、各種法令等を遵守し、法令及び実務に精通するよう努める。

第5条（品位の保持）

会員及び損害鑑定人は、平素から常に人格形成と品位の保持に努める。また専門知識の研鑽及び実務経験の蓄積に努めると共に、本会が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を重ね損害鑑定の品質の向上を図る。

第6条（信用の維持）

会員及び損害鑑定人は、業務を公正かつ誠実にやり、常に謙虚な姿勢を保持することにより、信用の維持に努める。

第7条（公益活動）

会員及び損害鑑定人は、その使命に相応しい公益活動に積極的に参加し、実践するように努める。

会長挨拶



会長
太田 英俊

今年の夏は記録的な猛暑が続く中、全国各地で台風や線状降水帯の発生に伴う豪雨による被害が多発しました。被害を受けられた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

会員の皆さまは、大変忙しい毎日をお過ごしのことと思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大がなかなか収束には至らず、第9波に入ったとも言われています。例年より早くから、インフルエンザの流行も始まっているようですので、引き続き感染防止対策に加え、健康管理には十分にご留意いただきたいと思っております。

当協会では損害鑑定の健全な発展を目的とし、損害鑑定に関する専門知識や研究結果等の共有を行う場として「損害鑑定フォーラム」を開催しています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一昨年からWEB配信を導入し、昨年は一部会員の会場参加とWEB配信のハイブリット形式としました。今年は感染症法上の分類変更も見据え、12月2日(土)に、従来型の会場開催を主体としながらも、その模様を全国へWEB配信する方式といたしました。

テーマには、近年話題に上ることの多い「持続可能な開発目標(SDGs)」に関連する、環境に優しい未来のための再生可能エネルギーとリサイクル

事業に注目のうえ、「太陽光発電」と「産業廃棄物処理」のふたつのテーマを設定しました。

環境問題だけでなく、さまざまな持続可能な取り組みを見据え、急速に普及した一方で、保険事故も増加している太陽光発電設備に関わる諸問題と、高騰する産業廃棄物の処理費用に関わる諸問題について、資源の循環利用といった観点にも着目した内容を企画しました。

是非、ご参加、ご視聴いただきたく、お願い申し上げます。

当協会は、1955年に、東京損害保険鑑定人協会が組織されたのを発端とし、再編された東日本火災損害鑑定人協会と、これとは別に組織された西日本損害保険鑑定人協会が、1975年10月に統合し、任意団体「日本損害保険鑑定人協会」を設立したことから始まりです。

その後、損害鑑定業界唯一の団体として、損害鑑定人協会と損害鑑定人の信頼性の向上とさらなる成長を目指し、2010年5月に法人化し、一般社団法人日本損害保険鑑定人協会へ移行しました。2020年8月に一般社団法人日本損害鑑定協会に名称変更のうえ、2021年11月22日付けで公益社団法人の認可を受けることとなりました。

おかげをもちまして、2025年10月に創立50周年を迎えるに当たり、損害保険業界の発展と

当協会のあゆみを次世代に引き継ぐため、50周年史の作成に着手することいたしました。

また、理事会、委員会、WGを通じ、多くの取組みを進めてきました。一例は次のとおりです。

- 教育研修……………ASC研修の体系、講義内容を見直し、より実務に即した、ベーシック（旧ステップⅠ）、スタンダード（旧ステップⅡ）、アドバンス（旧ステップⅢ）へ改編。受講要件の緩和等も実施し、いずれも受講者数が大幅に増加。
- 技能認証制度の創設……………専門職業人の継続的な専門教育制度（CPD）の充実・発展を目指し、継続的に研究。まずは損害鑑定人に必要な知識とスキルについて、協会統一テキストの作成を検討。
- 女性活躍推進……………女性鑑定人が抱える諸問題について実態を把握するためWEBアンケートを実施のうえ結果を共有。女性損害鑑定人の継続勤務が可能な環境作りに関わる提言を発信。
- 損害鑑定人の業務環境改善……………広域災害発生時において、災害対策室等でご苦労が多いとの声を受けて実施したWEBアンケートの結果を共有。業務運営におけるあるべき姿について、ガイドラインの作成を準備中。

損害保険を取り巻く環境に対して、厳しい声が多くなっておりますが、当協会では2015年12月に、倫理規定等の諸規定を整備し、損害鑑定人のあるべき姿をお示ししています。コンプライアンスの徹底が叫ばれる中、会員の皆さまには、同諸規定を順守し、自然災害をはじめとするさまざまな事故によって発生する損害に対して、公正かつ迅速な損害鑑定を推進することにより、業界の健全な発展と、国民生活の安定・向上に貢献すべく、ご活躍いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

理事会開催報告 2023

9月 定例理事会

【日時】 2023年9月12日(火) 13:30～17:10

【協議・決議事項】

1. 認証制度研究の今後の運営方向性、およびWGメンバーの動員について（決議）

- ・ 認証制度創設へ向け検討、準備を進めている。CPD、ASC研修と共通として、当会統一テキストの作成を進める。準備WGで、テキスト作成の基となる科目毎の項目と要素を選定し、マトリクス化を進める。マトリクス完成後はテキスト作成に入り、執筆は鑑定会社、鑑定人の協力を得ていく。

→ 全会一致で承認、決議

2. 損害鑑定フォーラムWGの活動状況報告および会場動員等について（決議）

- ・ 本年は12月2日開催、会場は東京・お茶の水のソラシティ、テーマは「エコサステナブル～ゼロエミの狭間で～」。従前の損害鑑定人の会場参加型をメインとするが、同時にWEB配信を行う。各鑑定会社には会場への参加促進をお願いする。ネットワークミーティング（会費制）を開催する。

→ 全会一致で承認、決議

3. 50周年史業者の選定について（決議）

- ・ 業者は出版文化社を採用する。2025年6月の完成を目指し、見積額をベースに、必要に応じた一定の追加額を上限とした作成費用を見込む。

→ 全会一致で承認、決議

4. 次年度の研修運営等について（決議）

- ・ 2024年度のASC研修、地震保険損害認定基準研修は、次のとおりとする

ベーシック……日程：5月14日～17日、場所：損保会館大会議室、受講方式：会場参加（7月にWEB配信）

スタンダード…日程：6月12日～14日、6月27日～28日の2クール制、受講方式：WEB

地震保険損害認定基準研修…福岡：4月22日、23日、東京：7月8日、9日、大阪：7月29日、30日（参加想定人数により、札幌開催を検討する。）

- ・ ASCアドバンス研修として、2024年2月以降に、モラル研修を企画する。

→ 全会一致で承認、決議

5. 女性鑑定人活躍 WG の進め方について（決議）

- ・2月16日に「(仮)女性損害鑑定人の集い」を実施する。
 - ・提言発信により情報共有ができたのは、大きな一歩となった。
- 全会一致で承認、決議

6. 業務運営に関するガイドラインの検討について（決議）

- ・損害鑑定人の適正な業務範囲について、損保社と意見交換を進める。
 - ・下請法に抵触しない業務の受発注について、研究、検討を進める。
- 全会一致で承認、決議

7. 業務執行状況報告（決議）

- ・業務執行理事の書面報告を確認する。
- 全会一致で承認、決議

10. 委員会報告・情報共有（決議・報告）

- ・総務委員会……NEW-VISION2 では、損害鑑定人の公共業務への従事、認定試験の公的資格化、建築士の試験要件への参入など、検討が必要な意見が多く出ている。次回は10月3日に開催する。（報告）
- ・総合企画委員会…首都直下地震対応について損保協会・損調部会と意見交換を実施した。（報告）
内閣府「災害への備え」コラボレーション事業へ参画したい。（決議）
→ 全会一致で承認、決議

11. その他（報告）

- ・収支状況…各種研修の費用、各WGの活動により支出が増加した。
- ・次年度定時会員総会…2024年6月18日 損保会館大会議室にて13:30より行う。

以上

研修開催報告

【ASC 研修】

ベーシック

ベーシックは、2022年度までのステップ I に相当します。

スタンダードと同様に、今年より体系や講座の変更、見直しを行い、8講座へ再編しました。単講座の受講を希望される方、会場参加ができない方向けに、講座を収録したWEB配信も行いました。

単講座の申込みも多く、各講座とも50～70名が受講されました。

本研修は、2023年9月6日付の「保険毎日新聞」において取り上げられました。

2023年度 ASC研修 ベーシック

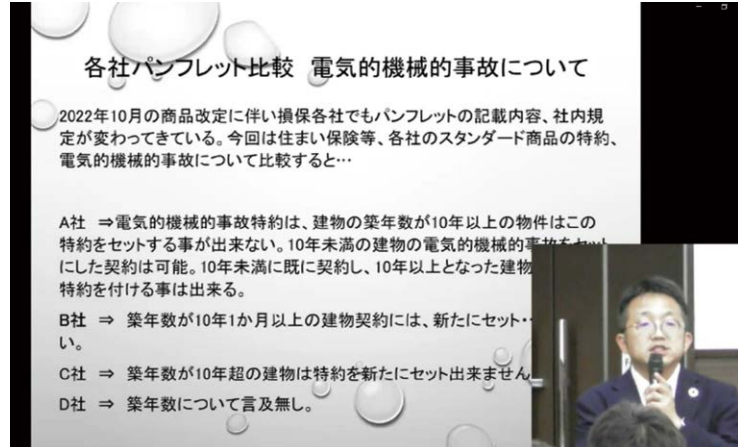
	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
7/11 火	会長挨拶	コンプライアンス・倫理規定				火災保険約款の基礎			
7/12 水		賠償責任保険約款の基礎				コミュニケーションの基礎と ストレスへの向き合い方			
7/13 木		建物の鑑定実務				建物積算の基礎			
7/14 金		マンションにおける 保険事故の鑑定実務				動産の基礎			



会場での講義



講義中のアスカ総合鑑定・横井鑑定人



WEB配信画面（講師は名鑑・森田鑑定人。講義中は、講師の顔は映りません）

<受講者の声>

- 実務にすぐ活かせるような知識、知恵を教えていただき、とても勉強になりました。
- 事例検討の時間があつたため、自分事として考えることができた点が良かったです。資料はダウンロードのうえ、PC等で閲覧しながら研修を受けられとても良かったです。
- 鑑定人は幅の広い知識が必要ということを、よく理解できました。実務を積み重ねて、少しずつ自分の知識にしていきたいと思いました。自分で積算するようなワークがあつてもよいのかなと思いました。講師の方は全て優しく、間違えた答えでも否定せず、肯定しながら講義を進めてくださったのが、嬉しかったです。
- グループワークが多く、他の鑑定事務所の方と交流できたのが良かったです。私は駐在メインで現場経験が少ないので、同世代で既に200件も現場こなしている方がいたり、落雷等経験したことが無い事案のグループワークで有益な意見が聞けたりと、勉強になりましたし、刺激になりました。

日本損害鑑定協会

ASC 研修実施

現場実務に則した体系に改編

(公社)日本損害鑑定協会は、会員所属損害鑑定人向けの技能向上取り組みであるASC (Advising Skills College) 研修を、6月から7月にかけて開催した。同研修は、会員所属の損害鑑定人には、体系的なプログラムに基づき、高度な技術力・高い信頼性・分かりやすい説明力などの業務スキルを獲得することが不可欠という認識の下、高い鑑定品質を備えた鑑定人の育成と技術支援のため開催しているもの。今年度からは、より現場実務に則したものとすため、体系を大幅に改編して実施した。

今回から経験年数3年程度の若手鑑定人を想定した研修(旧ステップI)は「ベーシック研修」として基本8科目に絞って整備し、会場集合型での運営とした。一方、経験年数5年程度以上の中堅鑑定人を想定した研修(旧ステップII)は「スタンダード研修」として専門10科目を設定し、全てウェブ配信による運営とした。従来は両

方、経験年数5年程度以上の中堅鑑定人を想定した研修(旧ステップII)は「スタンダード研修」として専門10科目を設定し、全てウェブ配信による運営とした。従来は両

今回から経験年数3年程度の若手鑑定人を想定した研修(旧ステップI)は「ベーシック研修」として基本8科目に絞って整備し、会場集合型での運営とした。一方、経験年数5年程度以上の中堅鑑定人を想定した研修(旧ステップII)は「スタンダード研修」として専門10科目を設定し、全てウェブ配信による運営とした。従来は両

受講者ニーズにマッチした内容に

今年度からは、より現場実務に則したものとすため、体系を大幅に改編して実施した。同研修の冒頭では、太田



ASC研修の様子

協会が鑑定業務の変遷について講話を行い、受講生である若手鑑定人に対し、業界の歴史と損害鑑定人の存在意義、同協会の取り組みなどについて説明した。

6月の毎週金曜日(のべ5日間)に行われ、のべ771人(1科目平均77人)が受講した。科目は、①約款解釈・火災保険・賠償責任保険編(内山鑑定事務所) ②建物積算の基礎(財) ③建物積算の基礎(財) ④建物積算の基礎(財) ⑤建物積算の基礎(財) ⑥建物積算の基礎(財) ⑦建物積算の基礎(財) ⑧建物積算の基礎(財) ⑨建物積算の基礎(財) ⑩建物積算の基礎(財) ⑪建物積算の基礎(財) ⑫建物積算の基礎(財) ⑬建物積算の基礎(財) ⑭建物積算の基礎(財) ⑮建物積算の基礎(財) ⑯建物積算の基礎(財) ⑰建物積算の基礎(財) ⑱建物積算の基礎(財) ⑲建物積算の基礎(財) ⑳建物積算の基礎(財) ㉑建物積算の基礎(財) ㉒建物積算の基礎(財) ㉓建物積算の基礎(財) ㉔建物積算の基礎(財) ㉕建物積算の基礎(財) ㉖建物積算の基礎(財) ㉗建物積算の基礎(財) ㉘建物積算の基礎(財) ㉙建物積算の基礎(財) ㉚建物積算の基礎(財) ㉛建物積算の基礎(財) ㉜建物積算の基礎(財) ㉝建物積算の基礎(財) ㉞建物積算の基礎(財) ㉟建物積算の基礎(財) ㊱建物積算の基礎(財) ㊲建物積算の基礎(財) ㊳建物積算の基礎(財) ㊴建物積算の基礎(財) ㊵建物積算の基礎(財) ㊶建物積算の基礎(財) ㊷建物積算の基礎(財) ㊸建物積算の基礎(財) ㊹建物積算の基礎(財) ㊺建物積算の基礎(財) ㊻建物積算の基礎(財) ㊼建物積算の基礎(財) ㊽建物積算の基礎(財) ㊾建物積算の基礎(財) ㊿建物積算の基礎(財)

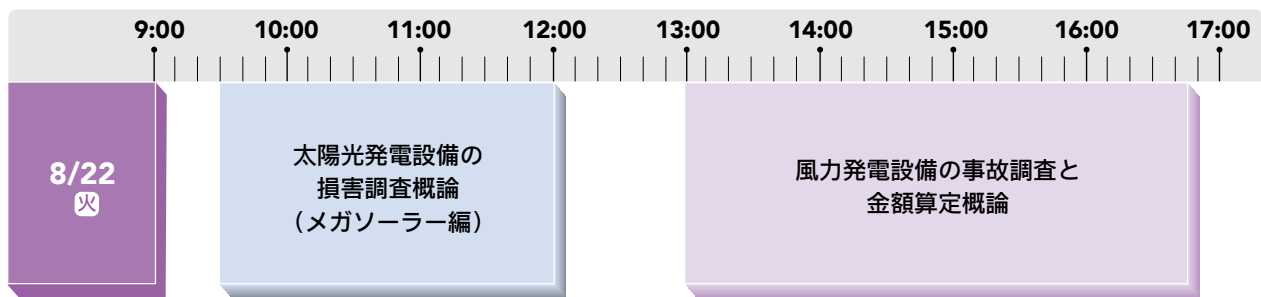
協会では、両研修の上位研修として、アドバンス研修(従来のステップIIIとカリエリア研修に相当するもの)を夏季以降に複数企画しており、より専門的かつ品質の高い講義の提供に努めていくとしている。

アドバンス

昨年に続き、「再生可能エネルギー」をテーマに WEB で開催しました。

講座内容を見直し、午前は、中央損保鑑定・青木俊介鑑定人、午後は、中央損保鑑定・角崎幸一郎鑑定人へ講師をご依頼し、損害調査の概論から、具体的事例を交えた金額算定までを実施しました。午前は約120名、午後は約80名と、大変受講者の多い研修でした。

再生可能エネルギー研修



<受講者の声>

「太陽光発電設備の損害調査概論(メガソーラー編)」

- 自分が経験したことがないタイプの発電設備についても話を聞くことができ、大変勉強になりました。また、大規模な発電設備の利益算出の経験もなかったため、利益算出の演習も勉強になりました。
- 一言で太陽光発電といっても、対応事案として経験したことが無い種類の設備がたくさんあることを知り、奥が深いと改めて認識し、もっともっと聞きたいと思いました。
- 講師は、太陽光発電設備の専門家ではなかったはずですし、日々の仕事に取り組む中で知識を深めていったことと推察します。その努力して身に着けたスキルを惜しげもなく伝えてくださったことに、感謝を乗り越えて尊敬の念すら抱きます。

「風力発電設備の事故調査と金額算定概論」

- 風力発電設備の現場立会は携わったことがありませんでしたが、講義はとても分かりやすく、基礎知識から立会におけるポイントまで、理解することができました。
- 講義の内容が大変わかりやすく、風力発電設備の事案を経験したことがない人にとって、時間・分量共に必要十分な講義内容であったと思いました。風力発電の事案に行ったことがありませんが、是非、行ってみたいと思います。
- 風力発電設備のロスをどうやって評価するのか皆目見当つかなかったのも、おおまかにではありますが見ることができ、良い学習の機会となりました。

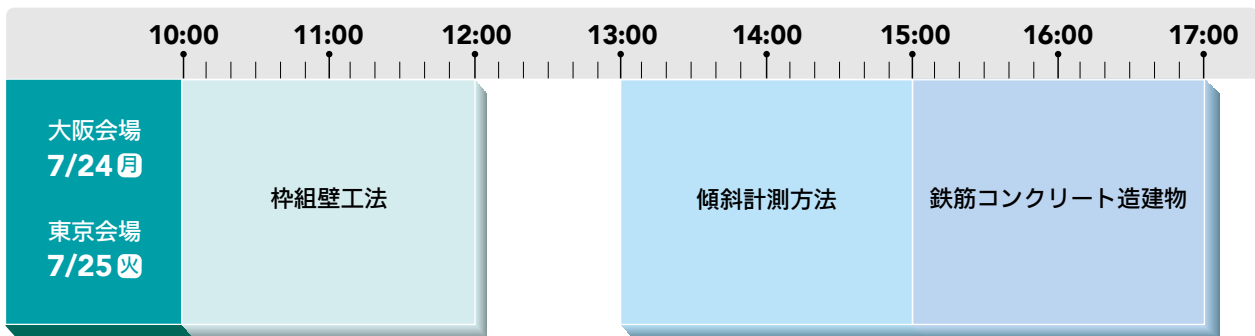
【地震保険損害認定基準研修】

今年度の第2回を実施しました。

東京会場、大阪会場で、延べ49名が参加しました。

受講希望の多い研修であり、来年度からは、講義の組合せを変え、東京、大阪以外の開催も検討しています。改めてご案内いたします。

地震保険損害認定基準研修



大阪会場の実習講義



東京会場の実習講義

<受講者の声>

- 内壁の損傷箇所の数え方は慣れるまで難しそうだったのですが、復習しながら慣れていこうと思いました。
- 機材自体は事務所にありますが、使い方や用途を知らなかったのが、大変身になる講義でした。実際に使用しながらであったため、楽しく学ぶことができました。
- あまり立会の経験が無かったのですが、写真が多かったためイメージが付き、わかりやすかったです。
- 実際の案件に即した演習問題だったため、多くの鑑定人の方の考え方を学べて、面白かったです。
- 鉄筋コンクリート造の調査をあまり行ったことがなかったのが、調査方法や、地震によるクラックと経年劣化によるクラックの識別方法を学べてよかったです。

【今後の開催予定】

2024年度の実施が確定している研修は、次のとおりです。

ASC 研修

コース名・講義名	講座または内容	場所・日程	
アドバンス 「社寺建築の修理」	寺社・仏閣の固有の部材や修理方法、宮大工について理解する。	2024年1月(予定)	※WEB開催 予定
アドバンス 「企業損害保険における 損害サービスをめぐる諸問題」	企業損害保険の特徴や保険契約の解釈、諸外国との相違等について理解する。	2024年2月(予定)	
アドバンス 「火災・モラル事案」	出火の原因やモラル事案の特徴、免責主張、立証責任等について理解する。	2024年2月(予定)	

※アドバンスは、2022年度までのステップⅢとカフェテリア型の統合版です。

特定修理業者(保険金請求サポート業者)関連の情報

国民生活センターによると、2022年度の特定修理業者(保険金請求サポート業者)が関わる相談件数は、前年に比べ半減したようです。社会問題のひとつとして認識が広まっていることや、自然災害の発生件数により、相談件数は左右される側面はあるのかもしれませんが。

→ [訪問販売によるリフォーム工事・点検商法\(各種相談の件数や傾向\)](#) [国民生活センター](#)

※同センターは、2023年9月1日に、上記のホームページを更新されておられます。特定修理業者のみのデータではなく、特定修理業者を含めた、訪問販売や点検商法の相談件数です。

2021年度に「特定修理業者対応研修」の講師をお願いしました、造力総合法律事務所・造力宣彦弁護士が、特定修理業者を相手方として行った訴訟で、勝訴された事案があります。特定修理業者が非弁行為に該当するか、高額な報酬は暴利行為に該当するかといった多くの争点がありましたが、ひとつ目の不明瞭な契約書の場合に、クーリング・オフは、契約から8日以降でも成立するかについてのみ、判断が下されました。

本事例は、「消費者法ニュース 136号(2023/7)」(発行：一般社団法人消費者法ニュース発行会議)に掲載されましたので、ご案内いたします。

<消費者法ニュース>

要旨	業者の訪問によって火災保険金申請のサポート契約(業者の報酬は消費者が受領した保険金の30%)を締結してしまった消費者と、業者との間で交わされた契約書が特定商取引法4条1号所定の「役務の種類」4号所定の「役務の提供時期」の記載が欠けており、法定書面を交付されたとはいえないため、クーリング・オフの行使期間は進行せず、クーリング・オフの成立を認めた。
裁判所	水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 中里 敦
判決・和解・決定日	2023年(令和5年)2月17日
事件番号	令和3年(ワ)第16号
事件名	報酬請求事件
業者名等	(株)RETICE
問合先	造力宣彦弁護士 03(6268)9044

本判決は、警視庁や、消費者庁、国民生活センター等で注意喚起をされており、社会問題となっている「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する業者と、当該業者と契約してしまった消費者との間での訴訟である。

争点は多岐にわたっているが、(1)クーリング・オフの成否、(2)保険申請のサポートという業者の業務の非弁行為該当性、(3)見積書を作成するという業務で、支払保険金の30%もの高額な報酬を請求することに関する暴利行為該当性、(4)業者もしくは業者の提携業者で修理を行わない場合の違約金規定の消費者契約法9条1号該当性、(5)消費者契約法4条の不実の告知又は不利益事実の不告知の有無、(6)保険金申請に役立つ見積書等を作成していないため、報酬を請求する前提となる債務の履行をしていないのではないかという債務の履行の有無などが争点であった。

そのうえで、裁判所は、「訪問販売の法定書面として要求される記載事項に関する記載の有無については厳格に解釈すべきであり、その重要な記載事項について記載を欠く場合には、クーリングオフの行使期間は進行しないと解するのが相当である」としたうえで、特商法4条1号所定の「役務の種類」については本件の契約書は「抽象的な記載があるだけで、実際に原告が被告宅に関して行う調査の具体的な内容も、保険金請求に関して行う調査の具体的な作業の内容も一切記載されていない。」「本件契約時において、これらの事項を具体的に記載することが困難であったような事情も認められない」と認定し、また、同条4号所定の「役務の提供時期」についても、「同様に記載可能なものをできるだけ詳細に記載する必要があると解される」として、本件契約書には、そのような記載は一切されていない。」として、役務の提供時期の記載にも欠けていると認定した。

このように、法定書面の交付がないとして、契約書面交付から8日以上が経過しているものの、クーリング・オフの成立を認めた。その余の争点については判断がなされなかった。

本来、火災保険の保険金請求手続はそれほど難しいものではない。しかしながら、火災保険金の知識に疎い高齢者を中心に、業者が自宅を訪問し、「この建物は保険金が下りる可能性があるが、保険金申請は専門的な知識がないと難しい」などと誤った説明をし、申請サポート契約を締結し、保険金の認定に役立つ業務を行っていないにもかかわらず、おりた保険金の数十%などの極めて高額な報酬を請求するという消費者トラブルが近年増加している。

本件は、そうした業者と消費者との契約について、クーリング・オフを認めて、消費者を救済した判決である。

訪問販売での同様の業務内容を行う業者は1000社以上あるともいわれているが、同種の裁判例は少なく、一定の先例的な価値があると思われる。

本判決の内容を前提とすれば、ほとんどの業者が交付する書面は法定書面として求められている記載事項に欠けているものと判断される可能性が高いと思われる。

業務品質向上取組み (第7回)

前号では、「主語、述語はひとつとして、短い文書とする」「副詞は使わない」「読み手を意識する」の3つについて、記載しました。

今号では、別の観点から説明いたします。

1. 句読点は意識してつける

句読点のうち、読点(、)の位置は重要です。ありなし、つける位置により、文意そのものが大きく変わります。

青いマークのついたスイッチ

読点のないこの短い文章を、どのように解釈したでしょうか。
ビジネス文書の講座等では、多く取り上げられる事例です。
この短い文章でも、1か所に読点を入れると、二とおりの解釈ができます。

①青い、マークのついたスイッチ

②青いマークのついた、スイッチ

①は、スイッチそのものが青いのであり、スイッチにマークがついています。マークの色はわかりません。

②は、マークが青いのであり、スイッチに青いマークがついています。スイッチの色はわかりません。「青いマークのついたスイッチ」では、書き手が①(または②)を表そうしても、相手が、①、②のいずれと解釈するかわかりません。

「青い、マークの付いた、スイッチ」と2か所に読点を入れると、同じように①、②のいずれと解釈されるかわかりません。

読点は、「文章を読みやすくするためにつける」「区切りの箇所につける」と意識することは多いですが、「内容を正しく伝えるためにつける」役割も担っています。

このように、読点の付け方によって、誤解を与えることが多いのは、残念ながら現状です。

口頭でも同じような現象は置きます。「青い」のあとで間を空けるか、「青いマークのついた」のあとで間を空けるか、で解釈は分かります。

対処としては、「声に出して読む」ことをお勧めします。読点があることにより「読みやすい」「わ

かりやすいか」は、目で追いかけてながら読み返すよりも、声に出して読み返すことにより、違いがわかりやすくなります。

2. 見た目の良さを大切にする

人や物と同じで、文章も「見た目」は重要です。

新聞や書籍、Webの画面で、すき間なく、ギッシリと文字が埋まっている文章をみると、瞬間に「うわっ!？」と思いませんか。文章の見た目は、「余白」「漢字とひらがなのバランス」と言われます。余白は、行間と空白が要素となります。

行間は、0.5文字から1文字分を開ける、空白は、段落の後に1行の空白を入れるのが、見やすい、読みやすい、と言われます。書き手が多くの情報を伝えたい、書きたいとの意はあるでしょうが、読み手に「うわっ!？」と思われては、読む前の時点で、読む気力が下がります。気力が下がるに従い、伝わる情報量は減っていきます。

ひらがなと漢字のバランスも、見た目に影響します。

漢字が多いと、硬い印象を与えることとなり、読み手の頭に入りにくい、一方、漢字が少ないと、やわらかい印象を与えて、読み手の頭に入りやすい傾向があります。

ひらがなが多いと、幼稚、稚拙といった印象を受けることもあるようですが、漢字と比べ、画数が少なく余白が増え読みやすい、といった効果もあります。

文章作成のプロは、全体のうち、漢字は2割から3割を目安、とされる方が多いと聞きます。

新聞社や出版社等で、漢字ではなく、ひらがなで表記するのがよいとしている、いくつかの事例を紹介します。

又は	→	または	且つ	→	かつ	及び	→	および	然し	→	しかし
並びに	→	ならびに	予め	→	あらかじめ	或いは	→	あるいは	更に	→	さらに
故に	→	ゆえに	因みに	→	ちなみに	何故	→	なぜ	是非	→	ぜひ
事 ^(※)	→	こと	物 ^(※)	→	もの	為	→	ため	頂く	→	いただく
此れ	→	これ	其れ	→	それ	此処	→	ここ	其処	→	そこ

※約束事、習い事、贈り物、物音、といった実質名詞として使用する場合ではなく、勝手な事を言うな、準備しておく事、読む事、こういう物、～した物の、問題その物、といった、抽象的な内容や形式名詞として使用する場合。

前回の冒頭で、「文章力と文才は違う」と記載しました。文才と違い、知っているか、気をつけているかで、文章力は、格段に進歩します。

文章力とは何か、何に気をつけるのか、いくつかはご理解いただけただけではないでしょうか。「いかに、読み手に読みやすく、わかりやすい文章を書くか」であり、誰でも向上することができます。

業務で読みやすく、わかりやすい文章を受け取ると、読み手は、書き手のビジネス能力、技量が高いと感じます。

是非、文章に拘ってください。

■ 本支社移転

(2023年8月24日)

杜の都鑑定株式会社

秋田支社

【新住所】 〒010-0581 秋田県秋田市手形字西谷地704-1 センティースマンション102号室

TEL 018-887-3227 FAX 018-887-3237

■ 本支社統合

(2023年7月18日)

東京損保鑑定株式会社

駿河台支社を本社へ統合

■ 社名変更

(2023年10月1日)

内山鑑定株式会社

(旧社名：株式会社内山鑑定事務所)



公益社団法人 日本損害鑑定協会

2023年11月1日

公益社団法人 日本損害鑑定協会

〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2-9 損保会館12階

TEL03-3254-6454

<https://www.laaj.or.jp/>